

○宮崎大学GX研究センター長選考規程

令和6年5月23日
制 定

(趣旨)

第1条 この規程は、宮崎大学GX研究センター規則第5条第2項の規定に基づき、宮崎大学GX研究センター長（以下「センター長」という。）の選考について定めるものとする。

(選考)

第2条 センター長は、宮崎大学GX研究センター（以下「センター」という。）に所属する教授のうちから、センター運営委員会の推薦に基づき、宮崎大学センター管理運営委員会の議を経て、学長が任命する。

- 2 前項のセンター運営委員会における候補者の選考は、投票により行うものとする。
- 3 投票は単記無記名で行い、白票は無効とする。
- 4 有効投票数の過半数の得票を得た者を候補者として、学長に推薦する。ただし、過半数の得票がない場合は、得票上位2名（末位に得票同数の者があるときは、この者を加える。）について、決選投票を行うものとする。
- 5 決選投票の得票上位2名の得票数が同じであるときは、くじにより決する。

(選考の時期)

第3条 学長は、次の各号の一に該当する場合には、センター長の選考を行う。

- (1) センター長の任期が満了するとき。
 - (2) センター長が辞任を申し出たとき。
 - (3) センター長が欠員となったとき。
- 2 前項第1号に該当する場合の選考は、任期満了の1月以前に、同項第2号及び第3号に該当する場合の選考は、速やかに行うものとする。

附 則

- 1 この規程は、令和6年5月23日から施行し、令和6年4月1日から適用する。
- 2 令和6年4月1日に任命されるセンター長については、第2条の規定にかかわらず、宮崎大学GX研究センター長の選考に関する申合せに基づき選考する。